

令和2年度第1回東大阪市景観審議会

議 案 書

日時 令和2年6月10日(水) 午前10時

場所 東大阪市本庁舎 18階研修室

議案第 1 号 景観形成重点地区（市役所本庁周辺地区）の指定に伴う

東大阪市景観計画の変更について（諮問）

・ ・ P. 1 ～ P. 2

議案第 2 号 デザイン部会の審議予定案件について（諮問）

・ ・ P. 3

議案第 1 号 景観形成重点地区（市役所本庁周辺地区）の指定に伴う 東大阪市景観計画の変更について（諮問）

1. 諮問内容

景観形成重点地区（市役所本庁周辺地区）の指定に伴う東大阪市景観計画の変更にあたり、意見を聴くもの。

2. 景観形成重点地区（市役所本庁周辺地区）の指定について

令和元年度第 1 回東大阪市景観審議会で承認された景観形成重点地区指定の方針及び同審議会の答申に基づき、市役所本庁周辺地区において景観形成重点地区（案）を指定する。

【参考】令和元年度第 1 回景観審議会で承認された景観形成重点地区指定の方針

○景観形成重点地区の区域

本市上位計画、関連計画に則し、市役所本庁舎周辺区域の「都市拠点」を、

- ① 現にある良好な景観を重点的に保全する必要があると認められる区域
 - ② 新たに良好な景観を重点的に形成する必要があると認められる区域
- と認め、本区域を景観形成重点地区とする。

○良好な景観の形成に関する方針

東大阪市景観形成基本計画における「都心景の方針」に則して定める。

- ・地区景観の方針…商業地景観、工業地景観、市街地景観
- ・施設景観の方針…交通景観、公共公益施設景観、産業景観

○景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針

本市景観計画と同様とする。

○良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

- ① 現にある良好な景観を重点的に保全する必要があると認められる区域
 - ② 新たに良好な景観を重点的に形成する必要があると認められる区域
- という観点から、住民等の意見を聴きながら、地区の特性にあったきめ細やかな基準を定める。

○屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

屋外広告物法に基づく屋外広告物条例にて制限を設けているが、景観形成上「都市拠点」に相応しい

区域となる様、必要に応じ、本区域の景観計画に必要な事項を定めるものとする。

○景観重要公共施設の整備に関する事項及び占用等の基準

景観重要公共施設に関しては、必要に応じて施設ごとに定めるものとする。

○景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

対象区域内に（及び本市域内に）において、農業振興地域に指定された地域がないため定めない。

○自然公園法の許可の基準

対象区域内において、自然公園法に指定された区域がないため定めない。

○市長が必要と認める事項

その他、良好な景観形成に必要な事項については、必要に応じ定めるものとする。

令和元年7月31日

東大阪市長 野田 義和 様

東大阪市長 野田 義和 様
東大阪市長 野田 義和 様

答 申 書

令和元年7月1日付け東大阪都み第626号で諮問及び報告のありました景観審議会の案件について、下記のとおり答申します。

記

一．議案第1号 景観形成重点地区指定の方針について（諮問）

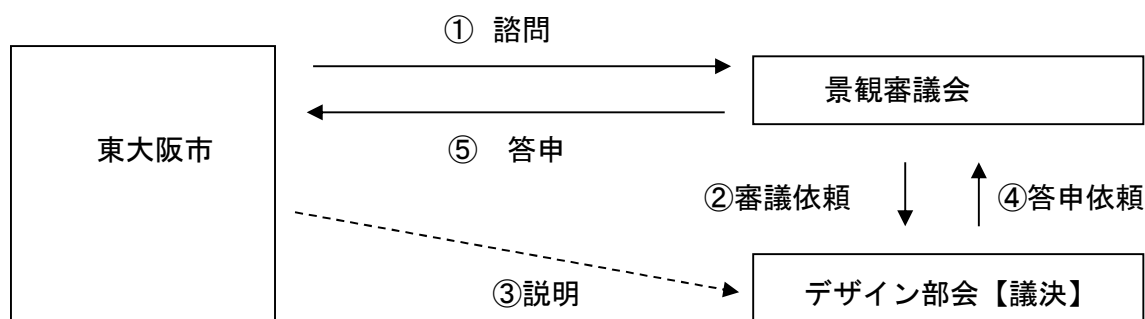
1. 景観形成重点地区については、既に先進市において取り組みが進んでいることから、その内容について調査及び検討を行い、より良い内容となる様、努められたい。
2. 重点地区の区域については、今回外的要因から、本庁舎周辺を他に先行し検討する事は合理的であるが、3市合併により点在しているシビックゾーンについても、それぞれの地域特徴を活かした景観形成が出来るために、他のエリアも重点地区に指定する様、引き続き検討されたい。
3. 対象区域内には、府有地及び府施設が多数存する事から、東大阪市のまちづくりに資する土地利用が実現できる様、大阪府と連携されたい。
4. 地域の方々や事業者と共に、どうあるべきかを検討する段階から協議されたい。

議案第 2 号 デザイン部会の審議予定案件について（諮問）

1. デザイン部会とは

○デザイン部会とは、景観に関する専門的事項を審議するため景観審議会に設置された部会。市が主体となって新築する建築物であって延べ床面積が1,000㎡以上のものを対象に建築物、外構等のデザインについて審議するもの。

【デザイン部会の対象となるものについての流れ】



2. 審議予定案件（諮問）

令和2年度以降に新築または基本計画の策定等を予定している一定規模以上の市有建築物について

	事業課（室）	建築物名称（又は件名）
新築予定の市有建築物 （PFI事業以外）	東大阪都市清掃施設組合 施設整備室	東大阪都市清掃施設組合（仮称） 第六工場
新築予定の市有建築物 （PFI事業）	建築部住宅改良室	（仮称）東大阪市民営荒本住宅C棟
新築予定の市有建築物 （PFI事業）	建築部企画推進課	東大阪市民営旧上小阪東住宅建替事業

※PFI事業とは

Private-Finance-Initiative（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）の略で、公共事業を実施するための手法の一つです。民間の資金と経営能力・技術力（ノウハウ）を活用し、公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営を行う公共事業の手法です。